

大阪市 個人市民税寄附金税額控除(条例指定分)の対象として指定した寄附金を受領する法人等の一覧(学校法人)

※ 「○」は対象、「-」は対象外

令和6年2月29日現在

寄附先の法人および団体		大阪市個人市民税 税額控除対象期間・年度 (各年度の個人市民税の寄附金税額控除の対象は前年中(1月1日から12月31日まで)に支払った寄附金です。)				
名称	所在地	対象期間 寄附先の法人および団体の申請に基づき、 更新される場合があります。	令和3年度 [令和2年中支出分]	令和4年度 [令和3年中支出分]	令和5年度 [令和4年中支出分]	令和6年度 [令和5年中支出分]
学校法人帝塚山学院	大阪市住吉区帝塚山中三丁目10番51号	平成21年1月1日から 令和6年11月25日まで	○	○	○	○
学校法人追手門学院	大阪市中央区大手前一丁目3番20号	平成21年1月1日から 令和6年7月14日まで	○	○	○	○
学校法人常翔学園	大阪市旭区大宮五丁目16番1号	平成21年1月1日から 令和10年3月31日まで	○	○	○	○
学校法人大阪経済大学	大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号	平成22年1月1日から 令和7年4月30日まで	○	○	○	○
学校法人宝塚大学	大阪市北区芝田一丁目13番16号	平成22年1月1日から 令和7年9月30日まで	○	○	○	○
学校法人同志社	京都府京都市上京区今出川通烏丸東入玄武町601番地	平成22年1月1日から 令和10年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人関西医科大学	大阪府枚方市新町二丁目5番1号	平成23年1月1日から 令和10年12月31日まで	○	○	○	○
国立大学法人大阪大学	大阪府吹田市山田丘1番1号	平成23年1月1日から 令和7年12月31日まで	○	○	○	○
慶應義塾	東京都港区三田二丁目15番45号	平成23年1月1日から 令和9年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人関西学院	兵庫県西宮市上ヶ原一番町1番155号	平成24年1月1日から 令和9年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人相愛学園	大阪市中央区本町四丁目1番23号	平成24年1月1日から 令和6年11月1日まで	○	○	○	○
学校法人恵真学院	大阪市天王寺区伶人町2番15号	平成25年1月1日から 令和4年12月14日まで	○	○	○ 令和4年1月1日 ～12月14日 支出分のみ	-

大阪市 個人市民税寄附金税額控除(条例指定分)の対象として指定した寄附金を受領する法人等の一覧(学校法人)

※ 「○」は対象、「-」は対象外

令和6年2月29日現在

寄附先の法人および団体		大阪市個人市民税 税額控除対象期間・年度 (各年度の個人市民税の寄附金税額控除の対象は前年中(1月1日から12月31日まで)に支払った寄附金です。)				
名称	所在地	対象期間 寄附先の法人および団体の申請に基づき、 更新される場合があります。	令和3年度 [令和2年中支出分]	令和4年度 [令和3年中支出分]	令和5年度 [令和4年中支出分]	令和6年度 [令和5年中支出分]
学校法人大阪貿易学院	大阪市城東区野江一丁目9番9号	平成25年1月1日から 令和9年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人立命館	京都市中京区西ノ京東梅尾町8番地	平成25年1月1日から 令和6年2月14日まで	○	○	○	○
学校法人金蘭会学園	大阪府吹田市藤白台五丁目25番1号	平成26年1月1日から 令和7年8月31日まで	○	○	○	○
国立大学法人大阪教育大学	大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目698番地の1	平成26年1月1日から 令和7年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人関西大学	大阪府吹田市山手町三丁目3番35号	平成27年1月1日から 令和10年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人大阪学院大学	大阪市北区天神橋二丁目北1番2号	平成27年1月1日から 令和9年12月31日まで	○	○	○	○
国立大学法人神戸大学	兵庫県神戸市灘区六甲台町1番1号	平成29年1月1日から 令和3年7月31日まで	○	○ 令和3年1月1日 ～7月31日 支出分のみ	-	-
学校法人桃山学院	大阪市阿倍野区昭和町三丁目1番64号	平成31年1月1日から 令和6年5月31日まで	○	○	○	○
公立大学法人大阪	大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-601号	平成31年4月1日から 令和6年12月31日まで	○	○	○	○
学校法人大阪キリスト教学院	大阪市阿倍野区丸山通一丁目3番61号	令和2年1月1日から 令和6年3月31日まで	○	○	○	○
学校法人大阪夕陽丘学園	大阪市天王寺区生玉寺町7番72号	令和2年1月1日から 令和7年8月31日まで	○	○	○	○
学校法人片上学園	大阪市住吉区万代三丁目6番15号	令和3年1月1日から 令和7年12月10日まで	-	○	○	○

大阪市 個人市民税寄附金税額控除(条例指定分)の対象として指定した寄附金を受領する法人等の一覧(学校法人)

※ 「○」は対象、「-」は対象外

令和6年2月29日現在

寄附先の法人および団体		大阪市個人市民税 税額控除対象期間・年度 (各年度の個人市民税の寄附金税額控除の対象は前年中(1月1日から12月31日まで)に支払った寄附金です。)				
名称	所在地	対象期間 寄附先の法人および団体の申請に基づき、 更新される場合があります。	令和3年度 [令和2年中支出分]	令和4年度 [令和3年中支出分]	令和5年度 [令和4年中支出分]	令和6年度 [令和5年中支出分]
学校法人大阪女学院	大阪市中央区玉造二丁目26番54号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで	-	○	○	○
学校法人岡崎学園	大阪市天王寺区城南寺町7番19号	令和3年10月1日から 令和8年12月31日まで	-	○ 令和3年10月1日 ～12月31日 支出分のみ	○	○
学校法人履正社	大阪市淀川区十三本町三丁目4番21号	令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで	-	○	○	○
学校法人淀之水学院	大阪市此花区朝日一丁目1番9号	令和4年1月1日から 令和9年12月31日まで	-	-	○	○
学校法人大谷学園	大阪市阿倍野区共立通二丁目8番4号	令和4年1月1日から 令和9年12月31日まで	-	-	○	○
学校法人平成医療学園	大阪市北区豊崎七丁目7番17号	令和4年2月8日から 令和9年12月31日まで	-	-	○ 令和4年2月8日 ～12月31日 支出分のみ	○